

## 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方 に関する検討会の運営方針について

### 1 会議の公開及び出席者

#### (1) 会議の公開

会議は、原則として公開するものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、検討会の座長（以下「座長」という。）は、会議を非公開とすることができる。

座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

#### (2) 代理出席

委員の委任を受けた者については代理出席ができる。

### 2 資料等

会議で配布された資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合は座長は、資料を非公開とすることができる。

### 3 会議録等

#### (1) 会議録の調製

会議録の調製に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

#### (2) 会議録の配布

会議録は、委員会に属する委員に配布するものとする。

#### (3) 会議録の公開

公開した会議の会議録は、公開するものとする。

公開した会議の会議録の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行うものとする。

### 4 その他

1、2及び3に規定するもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。